

まえがき

京都府交通安全対策会議では、府民の生命、身体及び財産を交通事故から守るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の施行以来、7回にわたり「京都府交通安全計画」を策定し、府民の理解と協力を得ながら、国、京都府、各市町村、関係機関・団体そして地域が一体となり、様々な交通安全対策を講じてきた。

その結果、平成17年には交通事故死者数がピーク時（昭和47年・48年）の360人の約3分の1にまで減少するなど、着実な成果を上げてきたところである。

しかしながら、交通事故発生件数及び負傷者数が依然として増加傾向にあるとともに、様々な対策を講じているにもかかわらず高齢者の交通事故死者数が依然として減少しないなど、厳しい状況にもある。

また、都市部を中心として自転車の交通事故の増加や自転車利用者のルールの遵守意識の低下やマナーの悪化など新たな課題も生じている。

さらには、JR西日本福知山線列車事故（平成17年4月）やJR東日本羽越線列車事故（平成17年12月）に見られるように、大量輸送機関である鉄道における事故の現状が改めて浮き彫りにされたところである。

交通事故の防止は、国、京都府、市町村、京都府警察、関係機関・団体のみならず、府民一人ひとりが交通安全の大切さを絶えず認識しながら、全力を挙げて取り組まなければならない重要な問題であり、人命尊重理念の下に、死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組み、交通事故のない安心・安全の京都の実現に向けて、総合的かつ長期的な交通安全対策を一層強力に推進する必要がある。

このような観点から、当会議では、中央交通安全対策会議が策定した「交通安全基本計画」に基づき、京都府が策定した「新京都府総合計画」やこの計画の実現のための中期ビジョンである『「人・間中心」の京都づくり5つのビジョン』などを考慮しながら、安全で円滑・快適な交通社会を実現するため、平成18年度から22年度までの5年間の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等として、「京都府交通安全計画」を定めるものである。

この京都府交通安全計画に基づき、国の関係機関、府、市町村、京都府警察、関係機関・団体においては、交通の現状や地域の実情等を踏まえ、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。